マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合※に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことをいいます。

- マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- 健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

Q なぜ家族全員分の資格確認書がないの?

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。
なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒に分けてお送りしています。

Q 資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの?

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。
なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。

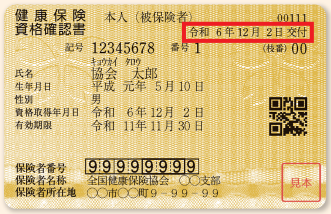

Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの?

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。
なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。
（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）

資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。
※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。
同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。

外国語版のチラシはこちら

医療機関等の受診は
マイナ保険証で

※マイナ保険証・・・マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

メリット1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

従来の保険証では

マイナ保険証なら

メリット2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

従来の保険証では

マイナ保険証なら

手続きは簡単! マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。
ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます

マイナポータル

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告にもご活用いただけます。

医療機関等窓口のカードリーダー

セブン銀行ATM

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は二次元コードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込編】

マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、マイナポータル(右の二次元コード)で確認することができます。

マイナポータル